

事業者の皆様へ

工場・事業場における 一般粉じん発生施設等の 届出及び規制等について

《2025年8月更新》

大津市環境部 環境政策課

大気に関する届出や規制等についての問い合わせ

大津市環境部環境政策課

〒520-8575 大津市御陵町3-1

TEL 077-528-2735

FAX 077-522-1097

大気汚染防止法及び大津市生活環境の保全と増進に関する条例では、粉じんを発生する施設を定め、それら施設を工場・事業場に設置する場合などに、事業者に出を義務づけています。

また、これら施設を設置する工場・事業場には、粉じんの排出に関し規制基準が適用されます。

この冊子では、これらの概要に記述しています。なお、詳細については環境政策課まで直接お尋ねください。

目 次

1．大気汚染防止法等に基づく届出について(概要)	1
2．届出詳細	2
3．届出書の記載例	3
4．一般粉じん発生施設等一覧表	6
5．粉じんに係る規制基準	9
(大気汚染防止法)	9
(大津市生活環境の保全と増進に関する条例)	10
6．大気汚染防止法（抜粋）	11

！ 注意 ！

行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を行うことは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

大気汚染防止法等に基づく一般粉じん発生施設等の届出について

1 概 要

工場及び事業場における事業活動において、粉じんを大気中に排出する者は、一般粉じん発生施設等を設置する場合等は、大津市長あてに下記の届出が必要です。

届出書の種類	届出が必要な場合	届出期間	根拠条文
一般粉じん発生施設等設置（使用、変更）届出書	① 粉じんを大気中に排出する者が、一般粉じん発生施設等を設置しようとするとき	（法）設置前まで （市）設置の60日前まで	法第18条 市条例第52条
	② 法及び条例の改正により追加された一般粉じん発生施設等が既に設置されているとき	一般粉じん発生施設等となった日から30日以内	法第18条の2 市条例第53条
	③ 既に届出されている一般粉じん発生施設等の構造、使用、処理を変更しようとするとき	（法）変更前まで （市）変更の60日前まで	法第18条 市条例第54条
氏名等変更届出書	④ 届出者の氏名、名称、住所及び事業場の名称、所在地に変更があったとき	氏名等変更があった日から30日以内	法第18条の13 市条例第57条
承継届出書	⑤ 一般粉じん発生施設を譲り受け、又は借り受け、相続、合併したとき	承継があった日から30日以内	法第18条の13 市条例第57条
一般粉じん発生施設等使用廃止届出書	⑥ 一般粉じん発生施設の使用を廃止したとき	使用を廃止した日から30日以内	法第18条の13 市条例第57条

※「粉じん」とは
物の粉碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質のことをいう。

※「特定粉じん」とは
粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。

※「一般粉じん」とは
特定粉じん以外の粉じんをいう。

※「一般粉じん発生施設」とは
工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気汚染の原因となるもので大気汚染防止法施行規則で定めるものをいう。（5. 一般粉じん発生施設等一覧表

※「粉じん発生施設」とは
工場又は事業場に設置される施設で粉じんを発生し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気汚染の原因となるもので大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則で定めるものをいう。（5. 一般粉じん発生施設等一覧表 参照）

※「一般粉じん発生施設等」とは
「一般粉じん発生施設」又は「粉じん発生施設」をいう。

2 届出詳細

- 〈1〉 一般粉じん発生施設等を設置等する事業者は、下記の届出をしなければなりません
- 〈2〉 届出書は、大津市環境部環境政策課へ2部提出してください。審査終了後、1部を副本としてお返しします。書類は大切に保管してください。
- 〈3〉 届出書は、一般粉じん発生施設等の種類ごとに作成してください。（同一種類〈例：堆積場2基〉の場合は同一の届出書で差し支えありません。）
- 〈4〉 届出書の様式は、大津市役所 環境部環境政策課（別館1階）にあります。大津市役所のホームページからダウンロードすることが可能です。（ホーム→事業者向け→環境配慮→大気・悪臭・ダイオキシン→大気関係届出）
- 〈5〉 各届出にはそれぞれ期限がありますので厳守してください。
- 〈6〉 届出をしない場合や虚偽の届出には罰則がありますので注意してください。

1. 一般粉じん発生施設等の設置の届出（法第18条、市条例第52条）

工場又は事業場に一般粉じん発生施設等を設置する場合、次の事項をその施設の一般粉じん発生施設にあっては設置の**工事着手前**までに、粉じん発生施設にあっては**工事着手の60日前**までに届出しなければなりません。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 工場又は事業場の名称及び所在地
- ・ 一般粉じん発生施設等の種類
- ・ 一般粉じん発生施設等の構造
- ・ 一般粉じん発生施設等の使用及び管理の方法

2. 一般粉じん発生施設等の使用の届出（法第18条、市条例第53条）

法及び条例の改正等により、工場または事業場に設置している施設が粉じん発生に該当する施設となった場合、その施設が一般粉じん発生施設等となった日から**30日以内**に設置の届出に準じて届出しなければなりません。

3. 一般粉じん発生施設等の構造等の変更の届出（法第18条、市条例第54条）

既に届出されている一般粉じん発生施設等で、以下の事項の変更をしようとするときは、一般粉じん発生施設にあっては**変更工事着手前**までに、粉じん発生施設にあっては**変更工事着手の60日前**までに届出しなければなりません。

- ・ 一般粉じん発生施設等の構造
- ・ 一般粉じん発生施設等の使用及び管理の方法

4. 氏名等変更の届出（法第18条の13、市第57条）

既に届出されている一般粉じん発生施設等で、以下の事項に変更があったときは、事実が発生した日から**30日以内**に届出しなければなりません。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 工場又は事業場の名称及び所在地

5. 承継の届出（法第18条の13、市第57条）

既に届出されている一般粉じん発生施設等で、以下の事項が発生したときは、事実が発生した日から**30日以内**に届出しなければなりません。

- ・ 一般粉じん発生施設等の譲り受け、又は借り受け
- ・ 届出をした者についての相続
- ・ 届出をした者についての合併又は分割

6. 一般粉じん発生施設等の廃止の届出（法第18条の13、市第57条）

既に届出されている一般粉じん発生施設等で、以下の事項が発生したときは、事実が発生した日から**30日以内**に届出しなければなりません。

- ・ 一般粉じん発生施設等の使用廃止

3 届出書の記載例（設置届出＜例＞）

様式第3

一般粉じん発生施設設置(使用、変更)届出書

(宛先)
大 津 市 長

年 月 日
↑
届出書提出日を記載

届出者 住所
氏名
〔氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名〕

大気汚染防止法第18条第1項(第18条第3項、第18条の2第1項)の規定により、一般粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇工業(株) 大津工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	大津市御陵町3-1	※ 受理年月日	年 月 日
一般粉じん発生施設の種類	4 破碎機及び摩砕機	※ 施設番号	
一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法	別紙4のとおり	※ 審査結果	
		※ 備 考	

- 備考
- 1 一般粉じん発生施設の種類欄には、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号および名称を記載すること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
 - 5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

コークス炉の場合は別紙1に、
堆積場は別紙2に、コンベア
は別紙3にそれぞれ記載

別紙4

一般粉じん発生施設(破碎機、摩砕機、ふるい)の構造ならびに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号		1 破碎機		
名称及び型式		RS-4032		
設置年月日		年 月 日	年 月 日	
着手予定年月日		●●年●●月●●日	年 月 日	
使用開始予定年月日		■■年■■月■■日	年 月 日	
規模	原動機の定格出力 (kW)	110		
	処理能力 (t / h)	150		
処理対象物の種類及び通常の月間処理量(通常) (t/月)				
使用および管理の状況	破碎機、摩砕機、ふるいがその中に設置されている建築物の概要			
	集じん機	集じん機の種類・型式		
		集じん機の効率 (%)		
		送風機の原動機能力 (kW)		
	散水	装置の種類・型式	スプリンクラー※※型	何らかの粉じん対策を記載すること
		装置の能力 (m ³ / h)	3.6	
		処理量当たり散水量 (l / t)	10	
	粉じんカバーの設置状況			
	その他	方 法		

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2 その他の欄には、散水と同等以上の効果を有する措置について記載すること。

3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置(フードを含む。)の構造と主要寸法を記入した概要図を添付すること。

添付資料

1. 付近見取り図
2. 敷地内の建屋配置図
3. 建屋の平面図（機械室の位置明示）
4. 機械室の詳細図（一般粉じん発生施設等の配置図）
5. 一般粉じん等の処理または飛散防止のための敷地概要図
6. 緊急（事故等）連絡用の電話番号又は緊急時における連絡方法
7. その他

4 一般粉じん発生施設等一覧表

(大気汚染防止法施行令 別表第2)

項	施設名	規模
1	コークス炉	原料処理能力が一日当たり50トン以上であること。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。
4	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75キロワット以上であること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15キロワット以上であること。

(大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則 別表第2)

項	施設の種類	規模又は能力
1	食料品製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 粉粒塊輸送用コンベア施設（袋詰めされた物の輸送の用に供するものを除く。）
		輸送能力が1時間当たり30トン以上であること。
	ロ ふるい分施設（湿式のものを除く。）	原動機の定格出力が1.5キロワット以上であること。
	ハ 粉碎施設（湿式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
2	繊維製品の製造（衣服その他の繊維製品に係るものを除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ニ リンターの分離施設
	イ 製綿施設	
	ロ 植毛施設	
	ハ 起毛施設	
	ニ 剪毛施設	
	ホ 混合施設	
3	木材若しくは木製品の製造（家具に係るものを除く。）又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 粉粒塊輸送用コンベア施設（袋詰めされた物の輸送の用に供するものを除く。）
		輸送能力が1時間当たり30トン以上であること。
	ロ 粉碎施設（湿式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
	ハ 研削・研磨施設	原動機の定格出力が0.75キロワット以上であること。
	ニ 切断施設	
4	化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ホ 吹付塗装施設
	イ 粉粒塊堆積場	面積が500平方メートル以上であること。
	ロ 粉粒塊輸送用コンベア施設（袋詰めされた物の輸送の用に供するものを除く。）	輸送能力が1時間当たり30トン以上であること。
	ハ ふるい分施設（湿式のものを除く。）	原動機の定格出力が1.5キロワット以上であること。
	ニ 選別施設（湿式のものを除く。）	
	ホ 粉碎施設（湿式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
	ヘ 混合施設	
	ト 配合施設	
	チ 混練施設	
5	プラスチック製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	リ 造粒施設
		造粒面の内径が1.5メートル以上であること
	イ 粉粒施設（湿式のものを除く。）	
	ロ 研磨施設（湿式のものを除く。）	
	ハ 吹付塗装施設	
6	ゴム製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ニ 配合施設
		ホ 混練施設

項	施設の種類	規模又は能力
7	窯業製品又は土石製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 粉粒塊堆積場
		面積が500平方メートル以上であること。
		□ 粉粒塊輸送用コンベア施設（袋詰めされた物の輸送の用に供するものを除く。）
		ハ ふるい分施設（湿式のものを除く。）
		二 選別施設（湿式のものを除く。）
		ホ 粉碎施設（湿式のものを除く。）
		原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
		ヘ 研磨施設（湿式のものを除く。）
		ト 岩綿又は鉱さい綿加工施設
		チ 吹付塗装施設
8	鉄鋼若しくは非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	リ セメントサイロ
		貯蔵容量が300立方メートル以上であること。
		又 混合施設
		イ 粉粒塊堆積場
		面積が500平方メートル以上であること。
		□ 粉粒塊輸送用コンベア施設（袋詰めされた物の輸送の用に供するものを除く。）
		輸送能力が1時間当たり30トン以上であること。
		ハ ふるい分施設（湿式のものを除く。）
		原動機の定格出力が1.5キロワット以上であること。
		二 粉碎施設（湿式のものを除く。）
9	その他の製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
		ホ 研磨施設（湿式のものを除く。）
		ヘ 溶射施設
		ト 吹付塗装施設
		チ 切断施設
		リ 鋳型砂処理施設
		又 鋳型ばらし施設
		ル ダクタイル処理施設
		ヲ スカーファ
		ワ 混合施設
		カ 配合施設
		ヨ 混練施設
		タ 造粒施設
		造粒面の内径が1.5メートル以上であること
		イ 粉碎施設（つの又は貝殻の粉碎の用に供するものに限る、湿式のものを除く。）
		□ 研磨施設（つの又は貝殻の研磨の用に供するものに限る、湿式のものを除く。）
		ハ 吹付塗装施設

備考 次に掲げるものを除く。

- 1 実験の用に供するもの
- 2 移動式のもの
- 3 大気汚染防止法施行令別表第二に掲げる一般粉じん発生施設
- 4 密閉式の構造のもの

5 粉じんに係る規制基準

(大気汚染防止法施行規則 別表第6 (第16条関係))

項	一般粉じん発生施設	構造等に関する基準
1	コークス炉	1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によつて散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第三号又は第四号の措置が講じられていること。 3 散水設備によつて散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと密閉式のものを除く。）	次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によつて散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと密閉式のものを除く。）	「破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと密閉式のものを除く。）」に同じ

(大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則 別表第7 (第34条関係))

項	施設の種類	規制基準
1	粉じん発生施設の内、4項のイ、7項のイ及び8項のイに掲げる粉粒塊堆積場	次の各号のいずれかに該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締め固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	粉じん発生施設の内、1項のイ、3項のイ、4項のロ、7項のロ、8項のロに掲げる粉粒塊輸送用コンベア施設	次の各号のいずれかに該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	粉じん発生施設の内、3項のホ、5項のハ、7項のチ、8項のト、9項のハに掲げる吹付塗装施設	水洗ブース又はこれと同等以上の性能を有する処理施設が設置され、適正に稼動されていること。
4	粉じん発生施設の内、前3号に掲げる施設以外の施設	次の各号のいずれかに該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機又はこれと同等以上の処理施設が設置され、適正に稼動されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

6 大気汚染防止法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

- 8 この法律において「粉じん」とは、物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
- 9 この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外
- 10 この法律において「一般粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

第二章の三 粉じんに関する規制

（一般粉じん発生施設の設置等の届出）

第十八条 一般粉じん発生施設を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 - 三 一般粉じん発生施設の種類
 - 四 一般粉じん発生施設の構造
 - 五 一般粉じん発生施設の使用及び管理の方法
- 2 前項の規定による届出には、一般粉じん発生施設の配置図その他の環境省令で定める書類を添附しなければならない。
- 3 第一項又は次条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第一項第四号及び第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（経過措置）

第十八条の二 一の施設が一般粉じん発生施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が一般粉じん発生施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（基準遵守義務）

第十八条の三 一般粉じん発生施設を設置している者は、当該一般粉じん発生施設について、環境省令で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。

（基準適合命令等）

第十八条の四 都道府県知事は、一般粉じん発生施設を設置している者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該一般粉じん発生施設について同条の基準に従うべきことを命じ、又は当該一般粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(準用)

第十八条の十三 2 第十一条及び第十二条の規定は、第十八条第一項、第十八条の二第一項、第十八条の六第一項又は第十八条の七第一項の規定による届出をした者について準用する。

(氏名の変更等の届出)

第十一条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十二条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係るばい煙発生施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙発生施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 工場又は事業場に設置されるすべてのばい煙発生施設について、第一項又は第二項の規定により届出をした者の地位を承継した者は、第九条の二、第十四条第三項又は第十五条の二第一項若しくは第二項の規定の適用については、工場又は事業場の設置者の地位を承継するものとする。